

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和 7 年 4 月 1 0 日開催

熊 本 県 南 小 国 町

令和7年度南小国町農業委員会4月総会

開催日時 令和7年4月10日（木）午前10時00分から午前11時00分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（6番委員、7番委員）

日程

1. 報告第 11号 農地法第18条（通知）
2. 議案第 1号 農地法第3条（委員会）
3. 議案第 2号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）
4. 議案第 3号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

出席委員（5名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	6番 河 津 博 文 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	

欠席委員（3名）

4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員
8番 井 野 みゆき 委員

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

おはようございます。

ただ今から、令和7年4月の農業委員会定例総会を始めたいと思います。

本日は4番穴井委員、5番日野委員、8番井野委員から欠席の連絡がありましたが、委員さん5名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。

本日の会議録署名委員を6番河津委員、7番甲斐委員にお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条（通知）

それでは、ただ今から議案に移ってまいります。

報告第1号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。1ページ目をお願いいたします。

【報告第1号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

（申請番号）07-2 （所在）中原○○○○○○○○。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,239㎡。計、田1筆2,239㎡。（貸付人）熊本市○○○○○○○○○○番○○○○。○○○○氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○○氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和7年3月3日です。（解約形態）は合意解約です。

次のページをお願いいたします

（申請番号）07-3 （所在）満願寺○○○○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,150㎡。同じく○○○○。（登記地目・現況地目）共に田。1,292㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。949㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。837㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。1,167㎡。満願寺○○○○○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。1,016㎡。満願寺○○○○○○○。（登記地目・現況地目）共に田。3,543㎡。同じく○○○○。（登記地目・現況地目）共に田。1,107㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。546㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。99㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。310㎡。同じく○○○○。（登記地目・現況地目）共に田。1,871㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。1,300㎡。同じく○○○○-○。（登記地目・現況地目）共に田。105㎡。計、田14筆15,292㎡。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○○○番地。○○○○氏。（借受人）同じく○○○○氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和7年3月10日です。（解約形態）につきましては合意解約となっております。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第18条第6項の規定による通知報告について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

（6番委員手をあげる。）

6番河津委員お願いします。

○6番委員

すみません。簡単なことですけど、貸付人の○○○○さんと借受人の○○○○さんは

○会長
○事務局

親子になりますかね。

事務局からお願いします。

はい。事務局よりお答えします。

関係は親子になります。

○会長

よろしいですか。

はい。

他に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それでは以上のとおり報告を了承いただいたものとして処理いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条 (委員会)

続きまして、議案第 1 号 農地法第 3 条 (委員会) について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。3 ページをお願いいたします。

【議案第 1 号 農地法第 3 条 (委員会) について詳細に説明】

(申請番号) 07-4 (権利) 所有権移転 (所在) ○○○○○○○○○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2, 239 m²。計、田 1 筆 2, 239 m²です。(譲渡人) 熊本市○○○○○丁目○○番○○-○号。○○○○氏。(譲受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○番地。○○○○氏。申請事由につきましては譲渡人の規模縮小及び譲受人の規模拡大のためとなっております。

この案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ許可要件の全てを満たしていると思われします。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図。それから本日お配りしました現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして、別にお配りしています農地法第 3 条関係許可審議票につきまして、野口より説明いたします。

○事務局

はい。当日配付資料をご覧ください。

【農地法第 3 条許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員の方の説明をお願いいたします。

1 番藤堂委員からお願いいたします。

○1 番委員

はい。それでは今回の件につきまして説明をさせていただきたいと思います。

先ほどの報告を受けました○○○○氏と○○○○氏の合意解約という報告がありましたけれども、今回の水田につきましては元々ですね○○○○さんが○○○○氏のお父さんの代から借受をして、元々耕作をしていた水田ということでございました。そのお父さんが亡くなられて○○○○氏が相続をしたということですが、中々水田を作るのは難しいということで、貸借をしておりまして買収しただけでない

だろうか、という申出を受けて〇〇〇〇さんの方が分かりました、じゃあ購入をさせていただきます、ということで今回の貸借の解約から新たに購入という流れになっております。

また、〇〇〇〇さん自身も元々耕作をしていた水田でもあり、農業で頑張っていると思いますので、今回の譲渡については何ら問題はないという判断をさせていただいたところでございます。

説明は以上です。ただ、すぐご近所に推進委員の〇さんもお住まいですので、何か補足の説明があれば〇さんの方からご発言をお願いしたいと思います。

○会長

○委員お願いします。

○〇推進委員

おはようございます。ただ今最適化推進委員をやっています関係で、まず文書的に農地法第3条の審議の貸付のところに 2,239 m²とあるのは、これは借入の方に累計されるんじゃないかと思うんですけど。貸付のところにありますよね。それともう一つ当日配付資料の中で審議項目の中で、農機具等でトラクター、田植機、全般的に本人に聞いたんでしょうけどトラクター2台、田植機、肥広げ機、モア2台、畝上げ機等の機械を揃えて、一昨年まではキュウリを、農協から耐候ハウスをリースで借りてばんばんキュウリを作っておりました。それで歳も歳だし後継者は〇〇〇に勤めていまして団体職員になっておりますので、私も日頃からお前も機械も何もかんもあるき農業を本格的にやらんかと言ってますけど、もう何十年も勤めまして奥さんもそこに勤めている関係で、どうも後継者はキュウリとか作る気はなくて後々水稻だけに絞っていくようです。その際に自作地が 9,551 m²とありますが、これを少しでも増やしたいということで、これに 2,239 m²が加わり一町を超えるような田になると思います。で、息子さんに休みの時だけ田植えを手伝うぐらいでつまるか、荒あけから荒起こしから何もかも覚えてしろ。トラクターは今簡単ぞ。といつもハツパをかけてますけど、まあ後にはすると思います。今回、〇〇さんが〇〇さんの分をそれなりの値段でですね買い求めたんで、是非とも息子さんには水稻だけでも継続してやって欲しいと思っております。この土地については水の加減があってですね、この前も3月の農業委員会の後に〇〇委員が言ったように水の確保が大変苦慮しているところです。で、ポンポンダムがどういう堰になるかで水が来るか来んかわからんようなところなのに、〇〇さんはこの田んぼを求めるわけですけど、今年も水がどげなるかわからんもんとか言うんですよ。で、この件は町の農業を守るという事からいけば農林課、町長並びに建設課あたりと協議して、是非とも〇〇〇地区の農地が荒れないように配慮をお願いしたいと思います。

意見ということではありますが、細々と数字の指摘についてはお答えしてもらって、その他については今後、〇〇〇〇さんところの水稻栽培の方向ということで、このとおりお願いしたいと思います。

○会長

事務局からいいですか。

○事務局

はい。事務局より回答します。

指摘でありましたのが、〇〇〇〇さんの経営面積貸付 2,239 m²がなぜ貸付に記載されているか、一応簡単に経緯を説明しますと、こちらは総会に通す前に議案を作成しま

すので、その時点ではまだ総会に通す前ですので貸付の方に面積が計上されている見方になります。

以上です。

〇〇推進委員

農機具等は、これは本人に確認したんですかね。

〇事務局

農機具につきましては、申請書を確認してトラクター、田植え機は確認しています。
以上です。

〇〇推進委員

私が言いたいのは1町9反も作ってればいろんな機械があるということで、そういう農家が規模縮小しているという現実を知ってもらうために言いました。どうぞ。

〇会長

他に何か皆さんからご意見はありませんか。

（ありません。の声あり）

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員賛成ですので当委員会といたしまして許可をいたします。

続きまして07-5について事務局から説明をお願いします。

〇事務局長

はい。それでは続きまして、07-5（権利）賃貸借権です。（所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,606㎡。計、田1筆の2,606㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇氏。（借受人）同じく大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（申請事由）につきましては、借受人の規模拡大のため。（期間）につきましては、令和7年5月1日から令和12年4月30日まで、となっております。

この案件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料としまして、5ページ目になります関係位置図、それから本日お配りしました、3条現地確認写真をご覧いただきたいと思います。

続きまして別にお配りしています農地法第3条関係許可審議票につきまして野口より説明いたします。

〇事務局

当日配付資料をご覧ください。

【農地法第3条許可審議票について詳細に説明】

以上です。

〇会長

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員の方の説明をお願いいたします。

6番河津委員から説明をお願いします。

〇6番委員

はい。それでは説明させていただきます。

今回議案第1号として申請されたのは、〇〇〇の〇〇〇さんから〇〇〇〇君のほうに賃貸借権を契約するということです。場所はですね〇〇・〇〇集会所の道路を隔てた東北に位置しまして、〇〇〇君のほうはですね一昨年から体調が優れず、今1町作っておりますけど、とても作れないということで、去年からはですね自分で保全管理は草

を切ったりとか、トラクターで耕起はしていましたが、もう作れないということが上がっておりまして、近くである〇〇〇〇君、〇〇〇〇〇〇に勤めておりますけど、〇〇君ところとは住宅が50メートルほどの隣同士であって、2反6畝くらいでしたら出来るんじゃないかということで、今回申請をいたしたところです。

これについて皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

ただ今の件につきまして、ご意見等がありましたらお願いします。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員。

○1番委員

すみません。お尋ねですけども、ただ今河津委員の説明にもありましたけども、借り主の〇〇〇〇君。〇〇〇ということで勤めをしていらっしゃるんですけども、今回の経営面積を見るとですね、現段階で1町4反くらい。これに今回の土地が2反6畝ですか。合わせて1町6反過ぎるという面積になるんですけども、兼業というか勤めをしながらこの面積を耕作をして水稻を作る。理由のところにも規模拡大のためというのがありますけど、果たして大丈夫なのかなと。ちょっと広すぎるんじゃないかなという気もするんですけど、もしやられてるとすればですねよっぽど工夫をされているかなと思うんですけど、そのあたりはご本人、借り主の方はどういうご意見を持たれていたのか、話を聞いていればちょっとお聞かせいただきたいところです。

○会長

事務局からよろしいですか。お願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

今回の案件に関しましては、申請書の方に少し記載がされておりまして、こちらの方を読み上げさせていただきたいと思います。

〇〇〇〇氏ですね、面積に対しては大分大きい面積になるかと思いますが、そこらは私も現地を見させていただいて、今耕作中のところに関してはしっかりと管理はされているので、全部効率利用要件、今利用されている農地をしっかりと管理されているかどうかに関しては問題ないかなと。その作業内容に関してはここに書いてある内容ですと、機械関係を近隣の地域の方からリースを行って、田植えに関しては近隣農業者に従来委託をされているということでした。また、稲刈りについても近隣農業者のかたのお手伝いも含めながら作業を行うということで、今回の面積を申請されたところかと思います。

以上です。

○1番委員

はい。分かりました。

○会長

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

〇〇推進委員

〇〇〇〇ということで私としては良い方向に向いているんじゃないかと思います。どんどん〇〇〇〇の人がですね、いろんな所を借りて直接農地を復活させていただきたいと。時代が職員が直接田植えとか、最低でも田んぼを作るといような時代になっ

ているんじゃないかと。もしそれが実現すれば全国でも珍しいパターンということで、野口君にも是非とも田植えとかに出ていただいて、将来的には役場がトラクターとか何とか全部持ちよってから職員にハッパかけてから作れと。そういった方向にしていけば、若干どま荒れ地が減っていくんじゃないかと。私の子供がここに居らんのが非常に自分でも残念で情けないんですけど、出来れば職員のですね、中にはトラクターとか何とか動かしきるような職員も居るんじゃないかと思います。目指すところは南小国の農地をですね子々孫々まで、イノシシランドにしないようにやっていくのが大事だと思いますので。〇〇〇〇が借りられるということが〇〇さんの実例で、尚且つちっとほどじゃなく1町6反、素晴らしいことじゃないかと思います。〇〇君の活躍に期待します。方向性で意見として受け取ってください。

○会長

他に皆さんからご意見がありませんか。

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので当委員会といたしまして許可をいたします。

議案第2号 農用地等利用集積等促進計画案の

決定について(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)

続きまして議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。6ページをお願いいたします。

【議案第2号 用地利用集積等促進計画案の決定について(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)について詳細に説明】

(権利種別) 貸借権設定

(申請番号) 07-3 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 421㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,289㎡。合計、田2筆1,710㎡です。(利用権) 賃貸借権。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財) 熊本県農業公社。(利用目的)につきましては水稻。(借賃)につきましては全筆で8,190円となります。(期間)は令和7年6月1日から令和12年5月31日まで。新規設定でございます。

次のページをお願いいたします。

(申請番号) 07-4 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,150㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,292㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。949㎡。同じく〇〇〇〇-〇。

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

○○推進委員

遡りますが○○○○さんから○○○○さんの合意解約ということは、経営移譲を何年か前にされたということで、息子さんが親父に返したという解釈ですか。だからそういう経緯を備考のところに書けということを書いてなかったでしょうか。なんでこうなるのか意味が分かりません。もう一つは農業公社に貸し出すときの恩典ということのはちゃんとした契約が成り立って、料金の支払いと受け取りが確実なものになるということと、何か問題があったときに弁護士みたいな役目でお互いの問題を解決するための仲裁をしてくれるというのが、農業公社の理念ということを前回説明を受けましたが、何か結果ありで農業公社が借りる人を選ぶことがあるのか、それとも貸付人の方が、申請人の方が、○○○○に貸したいから間に入ってもらいたいとか、順番がようわからんとですけど、本人の希望で農業公社とおりにするのか、○○○○○○○○○○がもうずっと農業公社を通しての貸し借りをしているという前提なのか。分かりましたか。質問の内容分かったでしょうか。

○会長

事務局からよろしいですか。

○事務局

はい。事務局より回答します。

まず最後のご質問につきましては、農業公社を通した経緯としましては、所有者さんと後、借受人の○○○○○○○○○○○○○○○○が農業公社を通す貸借を希望されたため今回このような案件になっております。農業公社が貸付人と借受人を選ぶというよりか、マッチングを促進させるという考え方が適切かなと思います。決してそこまで強い権利ではございませんが、あくまで農業公社で把握している借受人、ここの農地が欲しいですという情報を元に農地を誰かに貸して欲しいという方にマッチングを促す。そういう考え方で農業公社は動いております。

いちばん最初の質問に戻りまして、○○○○氏と○○○○さんの合意解約からの再度の農業公社を通した○○○○○○○への貸借になるかと思うんですけど、今回の合意解約に関しましては年金上の関係がですね特にございませんので、備考には農業者年金は何も影響はございませんので書かせていただかなかったところでございます。

一応こちらで回答になっているか分かりませんが以上になります。

○○推進委員

じゃあすみませんが、親子ということで先ほどありましたが、当初は息子さんがおれはやるぞと思ってしたんですか。それともう一つ軽微なことなんですけど、何円まで出るという 824 扣と 10,361 円という出し方が、これは固定資産税の相当額なのかと予想しましたが、なんでこんな端になるんですか。今までは何万とか 824 扣というのも 30 扣でも割れんし 60 扣でも割れんというのは、何か以前からこういうふうになっているからでしょうか。これはそうなっているんでしたらそれで良いんですけど、何ですかね。端があるのは。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。まず最後の金額に関しましては、こちらは特に当事者同士で 10 7-ル当たりで何円というふうに、○○○○○○と所有者さんで決めまして、その 10 7-ル当たりの金

額を合計で出した結果がこの端数の金額になっています。ですから固定資産税とかそういうものは関係なく、当事者同士で金額は決めていただきますので、そこに関してはこれまでの利用権設定と何ら変わりはないところではございます。

それと〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の合意解約につきましては、去年の1月か12月くらいに案件があったかと思いますが、その時は農業者年金の再設定。一度10年以上前ぐらいに設定していた貸借を、農業者年金の制度の関係上再設定をするため農業委員会を通されたんですけど、もうそちらの再設定を通したことで農業者年金のしがらみが全てほどけましたので今回、通常の合意解約を行い、〇〇〇〇〇〇に貸されるという経緯がございます。

以上です。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員お願いします。

○1番委員

すみません。今の〇さんの質問とちょっと関連するところもあるんですけど、例えば07-3の8,190円とか07-5の10,361円とか、これは今の説明によると、農業公社が定めている、例えばその土地の評価額とか利便性とか、そういうものから算出した基準的な貸借料というのに基づいているということではなくて、あくまで貸す人と借りる人の合意に基づいて決定されている金額ということですね。農業公社が間に入る場合にはこの基準額を目安にしてくださいとか。そういう縛りみたいなやつは別にないということではよろしいんでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局よりお答えします。

はい。今、藤堂委員がおっしゃったとおり、農業公社の方でそういう貸借の金額の基準、後はこういうふうにしてくださいというのは決まっておりません。なのでこれまで相対でされていた利用権設定と同様にですね、所有者と借受の方で金額に関しては相談の上決めていただく。で、農業公社に関してはその金額は使用貸借でもお米とかの物納でもこういう形の金銭でも、所有者さんとしっかりお話をされて決めていただいた金額で貸借を進めることが出来ますので、そちらも一つ周知をしていきたいと思えます。

○1番委員

はい。分かりました。

○会長

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

〇〇推進委員

先ほどの農業者年金が関係ないということであれば、〇〇〇〇さんで農業公社に貸せば良かったんじゃないですか。又貸しはいかんということですかね。この場合親子ですから良いんじゃないかと思うんですけど。借りている人が他の人に貸しても農業委員会を通せば良いんじゃないですか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局よりお答えします。

又貸しは基本、法律では認められておりません。ですから基本的には所有者さんと借

〇〇推進委員

○会長

○事務局

○会長

○○○

○会長

○事務局

○会長

〇〇推進委員

1町5反ぐらいある農地を〇〇〇〇に貸したときにですよ、親子である〇〇さんの生業といいますか収入源はどこに変わるんですか。恐らく専業農家だろうと思うんですけど、何か農業者年金を受けている人が、農地を全部第3者に貸すというか、どこに仕事というか、農業に魅力がないということかなと。わからんばってんか。〇〇君は1町6反を自分でやろうと先ほど出たつに。この場合はですよ、1町5反をそのまま丸投げするという、これが南小国の農業の実態なのかなと思うんですけど。

○会長 ○委員、これはプライベートなことだからそこまで必要な、と思いますが。個人のプライベートなことを突き詰めることはどうかなと思いますが。

○○推進委員 実際は農地があるとに手放すということ自体が農地離れというか農業離れしているという実態じゃないかなと思ったんですよね。

○会長 (○○委員手をあげる)

○○委員からお願いします。

○○○ ○○さんは法人に参加したという事じゃないんですか。違うな。

推進委員

○会長 事務局からお願いします。

○事務局 そうですね。一応法人と契約を結ぶことにはなっておりますので、構成員かどうかまではお調べはしておりませんのでご回答できないんですけど、一応法人に関係する方にはなってきたかなとは思いますが。

○会長 以上です。

よろしいですか。

(はい。と言う声あり)

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いします)

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第 3 号

令和 7 年度最適化活動の目標の設定について

続きまして、議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 はい。10 ページをお願いいたします。

【議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について詳細に説明】

最適化活動の目標の設定 別紙のとおり

次のページから内容詳細については野口より説明をいたします。

○事務局 それでは 11 ページをお開きください。

【令和 7 年度最適化活動の目標の設定について詳細に説明】

事務局からは以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について皆さんから何か質問等ありませんでしょうか。

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

○○推進委員 最適化推進委員の委嘱といいますが僕は辞めたいんですけど。

○会長	途中で辞めること出来ますか。
○事務局	事務局から説明よろしいですか。
○〇推進委員	今の○推進委員のご意見に関しましては、そういう要望ということで事務局として預かるということで、よろしいですか。
○〇推進委員	あのここに来てから農業委員の方たちが議決でから、僕はこの会議に毎月来るよりも、少しでも田んぼの草を切ったりとか、どこか荒れちよるとか見て回った方がとてもいいと思うんですね。で、いろんな事でこの会議でから言わなんこつとも言わんでいいごつなるし、楽になりますので。
○会長	解職をお願いします。 (事務局手をあげる)
○事務局長	事務局お願いします。
○事務局長	はい。ちょっとすみません。
○〇推進委員	委嘱した以上ですね、どういった規定で辞表ではないですけど、そういった手続き等が必要なのか私たちも確認できておりませんので、それを含めた確認をさせていただいた上で、会長含め相談させてください。
○〇推進委員	以上です 分かりました。
○〇推進委員	委嘱を受けた段階で、どういったことをせないかんというようなことを全く思っていないんですけど、イノシシが出るような山間地でありながら、もっと農業委員会とか俺たちはする役目は他にあるんじゃないかと常日頃から思ってます。以上でいつでも僕は首を洗ってからというか、他のことをした方が良いと思っていますので、よろしくお取り計らいください。
○会長	他に何か皆さんからご意見がありませんでしょうか。
	いいですか。
	(はい。と言う声あり)
	それでは採決に移ります。
	令和7年度最適化活動の目標の設定について、賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	それでは全員賛成ですので当委員会で決定したことを町へ通知いたします。
	以上で4月の議案は終了いたしました。
	閉会をいたします。
	本日はありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年4月10日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 6 番 委 員

署 名 委 員 7 番 委 員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎
本 誌 表 紙 共 枚